

# 蘭越町地域防災計画

## 地震・津波防災計画編



令和 6 年 3 月

蘭越町防災会議

## 目 次

第1章 総則 .....	1
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の性格 .....	1
第3節 計画促進に当たっての基本となる事項 .....	1
第4節 計画の基本方針 .....	2
第5節 町職員及び住民並びに事業者の基本的責務等 .....	8
第6節 日本海沿岸等における地震、津波の発生状況 .....	1 1
第7節 日本海沿岸部における地震の想定 .....	1 4
第2章 災害予防計画 .....	1 8
第1節 住民の心構え .....	1 8
第2節 地震に強いまちづくり推進計画 .....	2 1
第3節 地震・津波に関する訓練計画 .....	2 3
第4節 防災訓練計画 .....	2 5
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 .....	2 6
第6節 相互応援（受援）体制整備計画 .....	2 7
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 .....	2 9
第8節 避難体制整備計画 .....	3 2
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 .....	3 8
第10節 津波災害予防計画 .....	4 2
第11節 火災予防計画 .....	4 5
第12節 危険物等災害予防計画 .....	4 6
第13節 建築物等災害予防計画 .....	4 7
第14節 土砂災害の予防計画 .....	4 8
第15節 液状化災害予防計画 .....	5 1
第16節 積雪・寒冷対策計画 .....	5 2
第17節 業務継続計画の策定 .....	5 4
第18節 複合災害に関する計画 .....	5 5
第3章 災害応急対策計画 .....	5 6
第1節 応急活動体制 .....	5 6
第2節 地震、津波情報の伝達計画 .....	6 0
第3節 災害情報等の収集、伝達計画 .....	7 4
第4節 災害広報・情報提供計画 .....	7 6
第5節 避難対策計画 .....	7 9
第6節 救助救出計画 .....	9 0

第7節 地震火災等対策計画	91
第8節 津波災害応急対策計画	93
第9節 交通応急対策計画	94
第10節 ヘリコプター等活用計画	98
第11節 食料供給計画	99
第12節 給水計画	100
第13節 衣料・生活必需物資供給計画	101
第14節 石油類燃料供給計画	102
第15節 生活関連施設対策計画	103
第16節 医療救護計画	104
第17節 防疫計画	106
第18節 廃棄物処理等計画	108
第19節 家庭動物等対策計画	109
第20節 文教対策計画	110
第21節 住宅対策計画	113
第22節 被災建築物安全対策計画	116
第23節 被災宅地安全対策計画	118
第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	120
第25節 障害物除去計画	121
第26節 広域応援・受援計画	122
第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	123
第28節 防災ボランティアとの連携計画	126
第29節 災害救助法の適用と実施	128
 第4章 災害復旧・被災者支援計画	131
第1節 災害復旧計画	131
第2節 被災者援護計画	133

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、蘭越町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関して執るべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「蘭越町地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、蘭越町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「蘭越町地域防災計画（本編）」による。

### 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

- 1 地震・津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができる限り少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における住民参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

## 第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、基本法第42条第1項の定めるところにより、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

### 第1 実施責任

#### 1 蘭越町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、蘭越町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、羊蹄山ろく消防組合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、蘭越町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものは、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

## 1 蘭越町

事務又は業務
(1) 住民の自主防災組織の育成に関すること。
(2) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
(3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
(4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
(5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。
(6) 応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。
(7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
(8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。
(9) 避難指示等に関すること。
(10) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
(11) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
(12) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
(13) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
(14) 被災者に対する情報の伝達及び他の住民に対する広報に関すること。
(15) 要配慮者の把握及び擁護に関すること。
(16) 防災ボランティアの受け入れに関すること。

## 2 羊蹄山ろく消防組合

事務又は業務
(1) 災害時における火災予防及び消火対策に関すること。
(2) 災害時における住民の避難、誘導及び救急救助に関すること。
(3) 災害時における各種情報の収集、伝達及び広報活動に関すること。
(4) 被災地の警戒に関すること。

## 3 蘭越町教育委員会

事務又は業務
(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育を行うこと。
(2) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関すること。
(3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。
(4) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

#### 4 北海道

事務又は業務
(1) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
(2) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
(3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報に関すること。
(4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。
(5) 防災に関する食糧の供給、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。
(6) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
(7) 避難指示等に関すること。
(8) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
(9) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
(10) 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。
(11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
(12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。
(13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
(14) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

#### 5 北海道警察

事務又は業務
(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
(2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報の収集に関すること。
(3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
(4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
(5) 危険物に対する保安対策に関すること。
(6) 広報活動に関すること。
(7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

#### 6 北海道教育委員会

事務又は業務
(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
(2) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関すること。
(3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。
(4) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

## 7 指定地方行政機関

機関名	事務又業務
北海道開発局	<p>(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。</p> <p>(4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。</p> <p>(5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。</p> <p>(6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(7) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(8) 補助事業に係る指導、監督に関すること。</p>
北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局	<p>(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。</p> <p>(2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。</p> <p>(3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。</p> <p>(4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。</p>
第一管区海上保安本部	<p>(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。</p> <p>(3) 海上における人命の救助に関すること。</p> <p>(4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。</p> <p>(5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</p> <p>(6) 災害時において罹災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。</p> <p>(7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p>
札幌管区気象台	<p>(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>(2) 気象庁が発表する地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</p>

	(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道労働局	事業場、工場等における災害の防止対策に関すること。

8 **自衛隊**

機関名	事務又業務
陸上自衛隊北部方面 対舟艇対戦車隊	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

9 **指定公共機関**

機関名	事務又業務
日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道 株式会社 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本赤十字社北海道 支部	(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること。 (3) 災害義援金募集委員会に関すること。
日本放送協会 札幌放送局 (北海道地域拠点局)	(1) 地震・津波防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 地震・津波の情報、警報等の報道に関すること。 (3) 災害情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運株式会社 札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
北海道電力株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。
北海道電力ネットワーク株式会社	

10 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウェーブ 日本コミュニティ放送 協会北海道地区協議会 株式会社S-TVラジオ	(1) 地震・津波防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 地震・津波の情報、特別警報・警報・注意報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人北海道医師会及び羊蹄医師会	災害時における救急医療に関すること。
一般社団法人北海道歯科医師会及び後志歯科医師会	災害時における歯科医療活動に関すること。
北海道土地改良事業団体連合会及び蘭越土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策に関すること。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

11 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
ようてい農業協同組合 南しりべし森林組合 寿都漁業協同組合 みなみ北海道農業共済組合後志支所	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 (3) 保険金や共済金支払いの手続きに関すること。
蘭越町商工会	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
昆布温泉病院 蘭越診療所 昆布診療所	災害時における医療及び防疫対策の協力に関すること。
蘭越建設協会	災害時における障害物の除去及び災害復旧に関すること。
運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

## 第5節 町職員及び住民並びに事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、町による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要なことから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進するものとする。

### 第1 町職員の責務

すべての職員は、全体の奉仕者としての責務を深く自覚し、勤務時間外、休日等にかかわらず非常災害を知ったときは、速やかに登庁し事態に応じた応急活動にあたらなければならぬ。

なお、具体的な活動については、第3章「災害応急対策計画」第1節「応急活動体制」に定める。

### 第2 住民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需品の備蓄など、自ら災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

#### 1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 災害に備えた家屋の補強や家具の固定
- (4) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (5) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (6) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (7) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (8) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

#### 2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握

- (2) 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

### 3 災害緊急事態の布告があつたときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で甚大な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等、経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

## 第3 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業所において災害時に業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を努めるものとする。

### 1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（B C P）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

### 2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧

## (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

### 第4 町民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

## 第6節 日本海沿岸等における地震、津波の発生状況

### 第1 日本海沿岸等の被害地震

過去に発生した日本海沿岸の主な被害地震は、表1-5-1のとおりである。

道内で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸はるか沖の地震以来、約410年間に100回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年（昭和27年）の十勝沖地震、「1968年十勝沖地震」、1960年（昭和35年）の「チリ地震津波」、「1973年6月17日根室半島沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「昭和58年（1983年）日本海中部地震」、「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、「平成15年（2003年）十勝沖地震」、「平成30年北海道胆振東部地震」と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。

「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名。「平成30年北海道胆振東部地震」では死者43名、住宅全壊469棟（平成31年3月31日現在）という大惨事となった。

表1-5-1 過去に発生した日本海沿岸の主な被害地震

発生年月日 地震災害名	震 源	規模 (M)	最大震度 ( )現地調査等による	被害状況
天保5年2月9日 (1834) (石狩川河口付近)	石狩湾 N 43° 18' E141° 24' H 0	6.4	6 石狩川河口付近(推定) 5 札幌市の一部 (推定)	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3
大正7年5月26日 (1918) (留萌沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 12' E141° 36' H 10	5.8	(5 鬼鹿、幌延)	留萌郡鬼鹿村に小被害
昭和15年8月2日 (1940) (北海道西方沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 22' E139° 49' H 0	7.5	4 羽幌 (留萌、幌延、苦小牧、岩内、乙部、神恵内、南尻別、俱知安、京極、八雲、徳舜別)	天塩、羽幌、苦前を中心 に被害、津波 死者10 住家全壊26、半壊7
昭和58年5月26日 (1983) 「昭和58年(1983年) 日本海中部地震」	秋田県沖 N 40° 22' E139° 04' H 14	7.7	4 森、江差	檜山特に奥尻に被害、大 津波 死者4、負傷者24 住家全壊9、半壊12

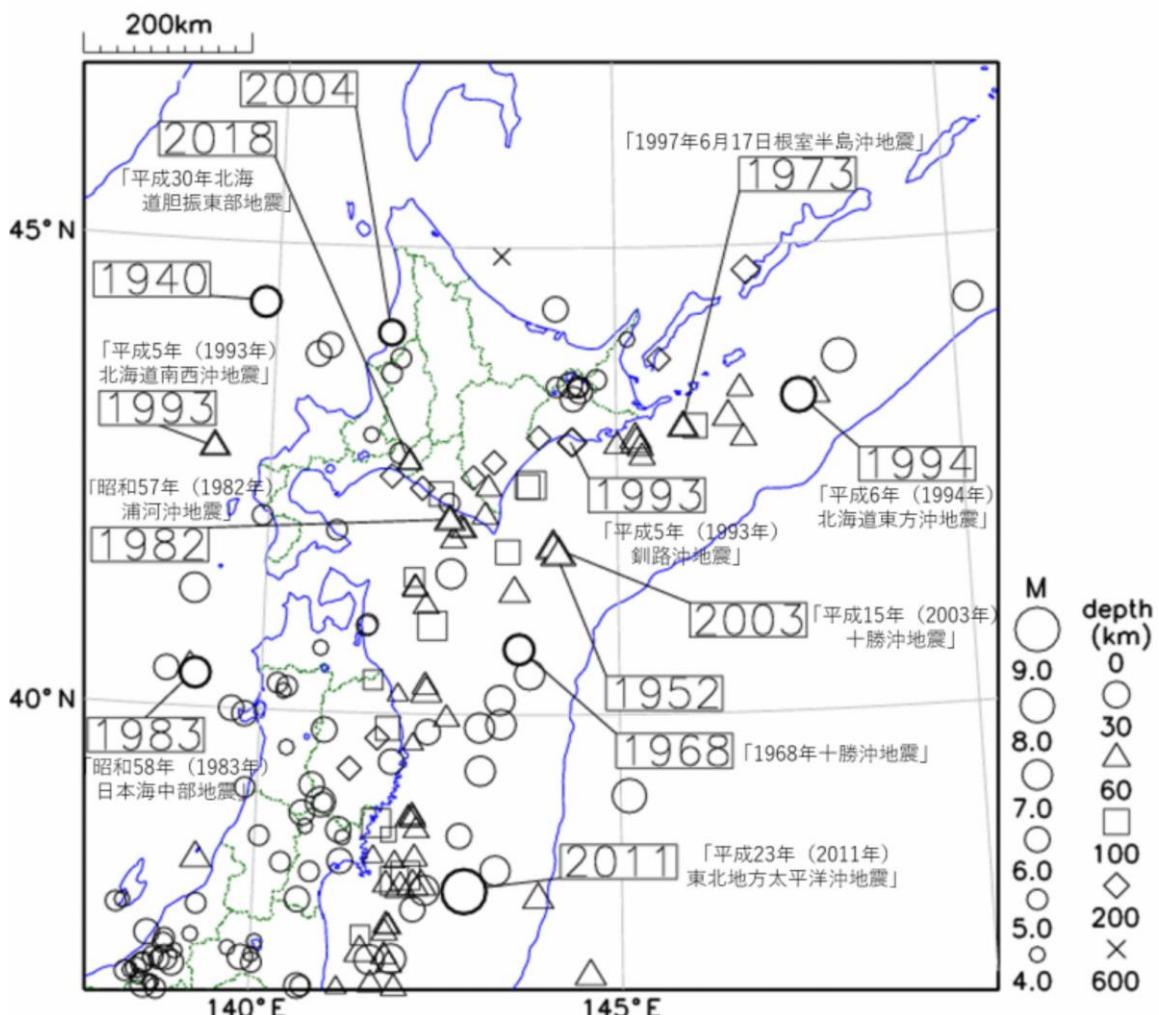
平成5年7月12日 (1993) 「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E139° 11' H 35	7.8	(6 奥尻) 5 小樽、寿都、江差	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、不明者28 負傷者323、 住家全壊601、半壊408
--	--	-----	----------------------	--

## 第2 被害地震の震央分布

北海道に被害をもたらした地震の震央分布は、図1-5-1のとおりである。

なお、このほかに、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。

図1-5-1 北海道に被害をもたらした地震の震央分布図



※ 吹き出しへ被害をもたらした主な地震を示す。気象庁が名称を定めた地震はその名称を記載した。

(資料 北海道地域防災計画地震津波編 第1章第6節第2)

## 第3 既往地震における後志総合振興局地域の最大震度

北海道に被害をもたらした地震のうち、後志総合振興局地域で観測された最大震度（5以上）は、表1-5-2のとおりである。

道内では、檜山、胆振、日高、十勝、釧路、根室振興局の一部地域及び石狩川河口付近において、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、「平成15年（2003年）十勝沖地震」、国後島付近の地震及び内浦湾の地震、石狩川河口付近の地震により震度6、「平成30年北海道胆振東部地震」により震度7を経験している。

表1-5-2 既往地震による後志総合振興局の最大震度

(総合) 振興局名	最大震度 [地点:地震名(発生年)]
後志	5 寿都、小樽：「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」

(注) 震度は気象庁震度観測点の観測による。

#### 第4 既往地震津波における日本海沿岸市町村の最大波高

日本海沿岸の市町村における最大波高（浸水高）は、表1-5-3のとおりである。

道内のこれまでの遡上高の最大は、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」による奥尻町の30.6mである。このほか、1933年三陸沖地震によりえりも町の14.2mや、1952年の十勝沖地震による釧路町の6.5mなどがある。

また、津波堆積物調査により、北海道太平洋沿岸（十勝～根室）において約500年間隔で発生する巨大地震（以下「500年間隔地震」という。）が明らかにされた。500年間隔地震は、津波の最大波高が10m～15m、海岸から2～3km以上に及ぶ広範な陸域まで津波が押し寄せた痕跡が確認されている。直近のものは、17世紀初頭の発生であり、過去約6,500年間に10数回の発生が確認されている。

表1-5-3 日本海沿岸市町村の津波最大波高（単位m）

振興局	1940年 積丹半島沖 M7.5	「昭和58年（1983年） 日本海中部 M7.7」	「平成5年（1993年） 北海道南西沖地震 M7.8」
渡島	松前町 1.5	松前町 3.8	松前町 2.4
檜山	奥尻町 1.8	奥尻町 5.1	奥尻町 30.6
後志	積丹町 2.7	積丹町 3.2	島牧村 8.6
	岩内町 2.7		
石狩	石狩町 2.4	浜益村 1.1	浜益村 1.9
留萌	苦前町 3.0	小平町 1.0	羽幌町 1.5
	天塩町 3.0		
宗谷	利尻町 3.0	礼文町 2.0	利尻富士町 2.0

(注) 最大波高は、現地調査による浸水高で、1m以上に限る。

## 第7節 日本海沿岸部における地震の想定

### 第1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

日本海沿岸部での想定地震の概要は、次のとおりである。

#### 1 海溝型地震（日本海東縁部）

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

##### ① 北海道南西沖

北海道南西沖では、1993年にM7.8の「平成5年（1993年）の北海道南西沖地震」が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

##### ② 積丹半島沖

積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

##### ③ 留萌沖

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

##### ④ 北海道北西沖

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から3900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は2100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

## 2 内陸型地震（黒松内低地断層帶）

黒松内低地断層帶は、寿都町から黒松内町、長万部町に至る西に傾く逆断層で、全体としてM 7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

## 3 その他

上記のほか、青森県西方沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における海溝型地震及び活断層の地震発生確率等の長期評価については、表1-6-1のとおり。

表1-6-1 日本海東縁部における海溝型地震及び活断層の長期評価

### 【海溝型地震】

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生 間隔	最新発生 時期
		10年以内	50年以内	100年以内		
北海道北西沖 の地震	7.8程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%	3,900年程度	約2,100年前
北海道西方沖 の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3,900 年程度	83.4年前
北海道南西沖 の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1,400 年程度	30.5年前
青森県西方沖 の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1,400 年程度	40.6年前

(注) 令和6年1月1日現在

### 【活断層】

主要断層帶名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動 間隔	最新活動 時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
黒松内低地 断層帶	7.3程度 以上	2～5% 以下	3～9% 以下	7～20% 以下	3600年～5000 年程度以上	約5900年前 ～4900年前

(注) 令和4年1月1日現在

## 第2 北海道日本海沿岸における想定地震津波

### 1 基本的な考え方

北海道は、「平成5年（1993年）の北海道南西沖地震」や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、道では、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

また、2011年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいる。

町は、道が実施するこの津波浸水予測及び被害想定並びに津波に関する最新の知見を踏まえ、総合的な津波対策を講ずることとする。

## 2 北海道日本海沿岸の地震

### （1）津波浸水予測・被害想定調査の実施

日本海沿岸における津波被害想定については、今後、北海道が平成28年度に設定した津波浸水想定に基づき計算を進めていく予定であるが、平成21年度に設定した津波浸水想定に基づく被害想定の計算を次のとおり行っている。

#### ア 北海道北西沖（沿岸側）の地震

稚内市～初山別村および積丹町、利尻町の海岸で津波水位が5mを超える場所もある。礼文島、利尻島、天売島、焼尻島は波源域に位置することから、地震発生直後津波が到達する。尻別漁港では地震発生後51分以内に初期水位から0.2m以上の水位上昇が生じる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には80～290人、構造物の効果がない場合には110～340人の死者が発生し、特に稚内市、羽幌町で被害が大きい。建物被害は、全体で700棟弱～800棟強の全壊が生じ、特に稚内市では400棟弱～450棟強の全壊被害が発生する。

#### イ 北海道北西沖（沖側）の地震

礼文島の西海岸で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が礼文島全海岸、利尻島、増毛町で5mを超え、石狩市以北で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、最も早い礼文島で30分前後となる。尻別漁港では地震発生後36分以内に初期水位から0.2m以上の水位上昇が生じる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には60～220人、構造物の効果がない場合には90～270人の死者が発生し、特に石狩市、小樽市、礼文町で被害が大きい。建物被害は、構造物の効果がある場合には900棟強の全壊が発生し、特に礼文町では400棟を超える全壊が発生する。構造物の効果がない場合には、稚内市で300棟強の全壊が発生し、全体では1,300棟強の全壊が発生する。

#### ウ 留萌沖の地震

石狩市、増毛町、積丹町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、留萌振興局の海岸で早く、天売島、増毛町、古平町、積丹町、神恵内村で20分以内に生じる。

人的被害は、夏の昼間で130～147人、冬の夜間に9～13人の死者が発生し、特に石狩市、小樽市、余市町で被害が大きい。建物被害は、20棟前後の全壊被害が発生し、増毛町、石狩市及び小樽市で被害の割合が高い。

## **エ 神威岬沖の地震**

積丹町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、檜山振興局の海岸で早く、神恵内村～せたな町及び奥尻島北部で20分以内に生じる。

人的被害は、避難意識が低く、夏の昼間の場合には20人強、それ以外の場合には数人の被害が発生する。建物被害は、羽幌町、苦前町で全壊被害の発生が予測されるが、その他の町では半壊以下の被害の発生となる。

## **オ 北海道南西沖地震**

奥尻島の南西海岸及びせたな町で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が八雲町～寿都町の海岸で5mを超え、上ノ国町～積丹町で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、奥尻島及びせたな町で10分以内、尻別漁港では16分以内となり、最大遡上高は4.67mに達する。

人的被害は、構造物の効果がある場合でも、住民の避難意識が低い場合には、170～360人の死者が発生する。特に、せたな町では約90人の死者が発生する場合もある。構造物の効果がない場合には、320～470人の死者が発生すると予測される。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で900棟強、構造物の効果がない場合には全体で1,700棟強の全壊が生じ、特に島牧村、せたな町及び奥尻町での被害が大きい。

## **カ 青森県西方沖の地震**

上ノ国町で津波水位が5mを超えるほか、せたな町～松前町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い檜山振興局、渡島総合振興局の海岸で早く、奥尻島及び松前町で10分以内、せたな町以南で20分以内となる。

人的被害は、避難意識が低い場合、20～100人の死者が発生し、特に乙部町、江差町、松前町で被害が大きい。建物被害は、全体で90～140棟の全壊が生じると予測され、特に奥尻町、松前町での被害が大きい。

## **3 北海道日本海沿岸の地震津波**

北海道日本海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成26年9月に国が日本海の断層モデルの公表を行ったことから、公表された断層モデルを基に検討を行い、平成29年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

この津波浸水想定の詳細は、別添「参考図9-1-1～9-1-8」に示すとおりであり、今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。

## 第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

### 第1節 住民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する運動を開拓することが必要である。

#### 第1 家庭における措置

##### 1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消化器の容易をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・

##### 給湯用燃料の確保

- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

##### 2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狹い路地、堀のわき、がけ、川べりに近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。

- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急援護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

## 第2 職場における措置

### 1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

### 2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人々に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) エレベーターの使用は避けること。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

## 第3 駅等の施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い、行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

## 第4 屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

## 第5 運転者のとるべき措置

### 1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注

- 意を促したあと、緩やかに停止すること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後には、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

## 2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

# 第6 津波に対する心得

## 1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対策をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

## 2 船舶関係者

強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

### 3 漁業地域関係者

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね 50 m 以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

## 第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

### 第1 地震に強いまち構造の形成

- 1 町及び防災関係機関は、避難路、避難場所、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川などの基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化など防災に配慮したまちづくり計画や土地利用の誘導により、地震に強いまち構造の形成を図る。
- 2 町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生における安全性の確保の重要性を考慮し、当該施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

### 第2 建築物の安全化

- 1 町は、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 6 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守

の指導等に努める。

- 7 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

### 第3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### 第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて二重化を図るなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

### 第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

### 第6 液状化対策

町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

### 第7 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保及び防災訓練の実施等を促進する。

### 第8 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグランド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

## 第9 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所及び指定避難所、津波避難タワーの整備など津波に強いまちづくりの形成を図るものとする。
- 3 町は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、津波防災の観点からまちづくりに努めるものとする。  
また、防災ガイド・マップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
- 4 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

## 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災者の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

## 第1 防災知識の普及・啓発

- 1 町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 町及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。
  - (1) 啓発内容
    - ア 地震・津波に関する心得
    - イ 地震・津波に関する一般知識
    - ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
    - エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
    - オ 災害情報の正確な入手方法
    - カ 出火の防止及び初期消火の心得
    - キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における避難発生時の対処方法
    - ク 自動車運転時の心得
    - ケ 救助・救護に関する事項
    - コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

#### (2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- エ スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

### 第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

### 第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第4節 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

### 第1 訓練実施機関

町及び防災関係機関は、自主的に訓練計画を作成し、共同して訓練を実施する。

学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練を加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

### 第2 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関の行う訓練は、次に掲げるものの中から、必要に応じて実施する。

- 1 情報通信訓練
- 2 広報訓練
- 3 指揮統制訓練
- 4 火災防ぎよ訓練
- 5 緊急輸送訓練
- 6 公共施設復旧訓練
- 7 ガス漏洩事故処理訓練
- 8 避難訓練
- 9 救出救護訓練
- 10 警備・交通規制訓練
- 11 炊き出し、給水訓練
- 12 災害偵察訓練等

### 第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練の実施に努めるものとする。

### 第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

### 第5 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、蘭越町行政通信システムによる広報訓練や、津波避難タワーへの避難訓練等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

## 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、地震災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

### 第1 食料その他の物資の確保

1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、おおむね発災から3日目までに必要な数量（住民持分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

#### [備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーテイション、ブルーシート、土のう袋

2 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

### 第2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具、燃料等の整備に努める。

### 第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫等の整備に努める。

### 第4 防災備蓄計画

物資及び防災資機材等の確保の詳細は、「蘭越町防災備蓄計画」に定めるところによる。

## 第6節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

### 第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、地震・津波災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等を活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、地震・津波による大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれの防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 第2 相互応援(受援)体制の整備

#### 1 蘭越町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

### **第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備**

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、詐害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じ推進するものとする。
- 4 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- 5 町は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

## 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震・津波災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

### 第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 第3 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に發揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

### 第4 自主防災組織の活動

#### 1 平常時の活動

##### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### (2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として通例次の

ようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

#### ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

#### イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

#### ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

#### エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

#### オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

### (3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

### (4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるようにする。

## 2 非常時及び災害時の活動

### (1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようとする。

#### ア 連絡をとる防災関係機関

#### イ 防災関係機関との連絡のための手段

#### ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

### (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようとする。

### (3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報すると

ともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

#### (4) 避難の実施

町長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。特に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

#### (5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

#### (6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 第8節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 避難誘導体制の構築

- 1 町は、地震・津波等による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いに入るときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市町村からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動するよう、市町村は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 5 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 8 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

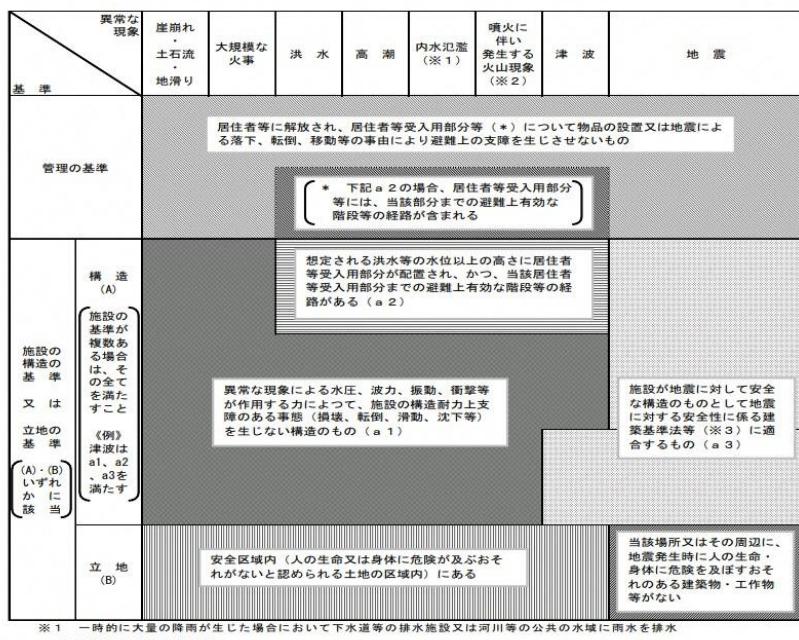
## 第2 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。



- 2 学校を指定緊急避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

### 第3 指定避難所の確保等

1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

- (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の町からの被災住民を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておく。
  - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
  - (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
  - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
  - (5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

#### 第4 町における避難計画の策定等

##### 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

##### 2 防災ガイド・マップ等の住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災ガイド・マップ等を配布その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

防災ガイド・マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢にしてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

##### 3 町の避難計画

町は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

###### （1）避難指示等を発令する基準及び伝達方法

（参考「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」（蘭越町作成））

###### （2）指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

（3）指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

###### （4）避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制

（5）指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

###### ① 納水、給食措置

- ② 毛布、寝具等の支給
  - ③ 衣料、日用必需品の支給
  - ④ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
  - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
- ① 避難中の秩序保持
  - ② 住民の避難状況の把握
  - ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
  - ④ 避難住民に対する各種相談業務

#### 4 避難に関する広報

- (1) 蘭越町行政通信システムによる周知
- (2) 緊急速報メールによる周知
- (3) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (4) 避難誘導者による現地広報
- (5) 住民組織を通じた広報

#### 第5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

#### 第6 防災上重要な施設の管理者

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日頃から避難体制の整備に万全を期するものとする。
  - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
  - (2) 避難の経路
  - (3) 移送の方法
  - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
  - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
  - (6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

## 第7 公共用地等の有効活用への配慮

町及び道、北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

## 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震・津波災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

### 第1 安全対策

地震・津波災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれの場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

#### 1 町の対策

町は、防災担当課と福祉担当課をはじめとする関係課局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

##### (1) 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

##### (2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

##### (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

##### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等

関係者に名簿情報を提供する。

#### (5) 個別避難計画の策定

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする

#### (6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

#### (7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

#### (8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

#### (9) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、

医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする

## 2 社会福祉施設等の対策

### (1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者がいわゆる要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めておくことが重要である。

また、社会福祉施設等の管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

### (3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資すため、市町村の指導の下に緊急連絡体制を整える。

### (4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

## 3 外国人に対する対策

町及び道は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

### (1) 多言語による広報の充実

- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 -
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

## 第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として港地区津波避難タワーの整備を推進しつつ地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員させる「多重防御」の発想により、町と国及び道との連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

### 第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ。関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒の指定や見直しを行うものとする。

ハード対策として、町、国及び道は、護岸や防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動をとれるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

#### 1 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

##### (1) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、蘭越町行政通信システム、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車多様な手段を整備する。

##### (2) 伝達協力体制の確保

町は、消防団組織、自主防災組織等の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保

する。

### (3) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

### (4) 地震津波防災訓練の実施

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり災害時要援護者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

## 2 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報紙等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

### (1) 一般住民に対し周知を図る事項

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- エ 津波は、第2波・第3波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によつては、1日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

### (2) 船舶関係者に対し周知を図る事項

- ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくとも大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおりとする。
  - (ア) 津波到達時間まで時間的余裕がある場合  
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場

所に避難する。

(イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

## 第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町（消防機関）は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町（消防機関）は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を挙げるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 第3 予防査察の強化指導

町（消防機関）は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該地域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 第4 消防力の整備

危険物施設等の増加により、火災発生時の人命の危険度が増大していることから、町（消防機関）は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

### 第5 消防計画の整備強化

町（消防機関）は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

## 第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

### 第2 危険物保安対策

#### 1 事業者

- (1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 危険関係施設が所在する地域の浸水想定水域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (3) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

#### 2 蘭越町（消防機関）

- (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

### 第3 火薬類保安対策

町（消防機関）は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

### 第1 建築物の防災対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

#### 1 木造建築物の防火対策の促進

道内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状をかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

#### 2 既存建築物の耐震化の促進

現行の建築基準に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる防災ガイド・マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

#### 3 ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導する。

#### 4 窓ガラス等の落下物対策

地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

#### 5 被災建築物の安全対策

- (1) 道と連携し、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (2) 道と連携し、石綿の飛散防止に係る官営法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）に基づき、石綿使用建築物の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

#### 6 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

## 第14節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### 第1 現況

本町における、当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所数並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、以下のとおりである。

令和4年4月1日現在

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	16	16
土石流	19	10
地滑り	0	0
指定箇所数 計	35	26

※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

（北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況）

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> (HP版)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> (スマホ版)

### 第2 予防対策

町は、警戒区域等の指定があったときは、蘭越町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等に関する事項について定めるものとする。この場合において、警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

#### 1 蘭越町

(1) 地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域情報の収集及び伝達体制、指定避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

(2) 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 町地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

また、前項エに掲げる管理者は次の事項に留意し、避難計画を策定することが有効である。

- ① 施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
- ② 情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める
- ③ 施設職員の収集基準や役割分担等の防災体制
- ④ 施設内の垂直待避も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する
- ⑤ 避難誘導に関する責任者の明確化
- ⑥ これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめる

(4) 警戒区域等をその区域に含む場合は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

## 第2 形態別予防計画

### 1 地すべり等予防計画

ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

町は、住民に対し、土砂災害計画区域、地すべり防止区域及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について

定めるものとする。また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

## 2 崖崩れ等予防計画

ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町、国及び道は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

### （1）急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

町は、住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、蘭越町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

### （2）山腹崩壊防止対策

町は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

## 第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### 第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成30年北海道胆振東部地震」において、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

### 第2 液状化対策の推進

町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

## 第16節 積雪・寒冷対策計画

### 第1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、寒冷対策の推進等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、道と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

### 第2 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

### 第3 雪に強いまちづくりの推進

#### 1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

#### 2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

### 第4 寒冷対策の推進

#### 1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定締結などにより、必要な台数の確保に努める。

#### 2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

## 第5 雪上運動中の住民に対する対策

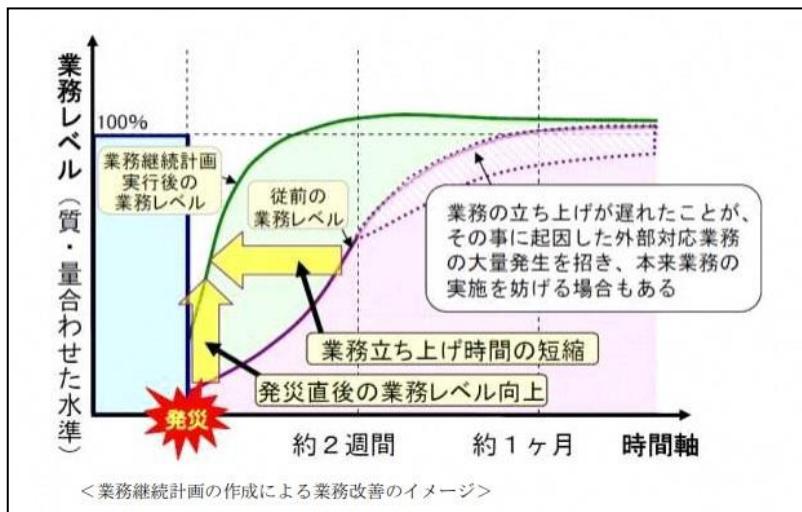
雪上運動中に大規模な地震が発生した場合、建物の損壊等により多数の被災が懸念されることから、対策について検討する。

## 第17節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（B C P : Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害事に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

### 第1 業務継続計画（B C P）の概要

業務継続計画（B C P）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



### 第2 業務継続計画（B C P）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

### 第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る。

代替施設及び本部長の職務の代理については、別冊、「蘭越町地域防災計画」のとおりとする。

## 第18節 複合災害に関する計画

町、防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

### 第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

### 第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

#### 第1節 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、道と相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、国の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

##### 第1 災害対策組織

###### 1 町の災害対策組織

###### (1) 緊急課局長会議

町長は、地震・津波災害による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは緊急課局長会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

###### (2) 災害対策連絡本部

###### ア 設置

町長は、地震・津波災害が発生するおそれがある場合、災害対策連絡本部（以下「連絡本部」）を設置し、災害応急対策を実施する。

ただし、災害の規模及び特性に応じ下記基準によりがたい場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

連絡本部設置基準
1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき
2 北海道日本海沿岸南部に津波警報が発表されたとき
3 町内に地震・津波による被害が発生するおそれがあるとき

###### イ 組織等

###### (ア) 組織

連絡本部の組織は別冊、「蘭越町地域防災計画」（本編）のとおりとする。

###### (イ) 運営

連絡本部の運営は、蘭越町災害対策本部条例（昭和37年蘭越町条例第25号）に定めるところによる。

###### (ウ) 所掌

連絡本部の主な所掌事務は、別冊、「蘭越町地域防災計画」（本編）のとおりとする。

### (3) 災害対策本部

#### ア 設置

町長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

ただし、災害の規模及び特性に応じ下記基準によりがたい場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

災害対策本部設置基準	
1	震度6弱以上の地震が発生したとき
2	北海道日本海沿岸南部に大津波警報が発表されたとき
3	町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

#### イ 組織等

##### (ア) 組織

災害対策本部の組織は別冊、「蘭越町地域防災計画」（本編）のとおりとする。

##### (イ) 運営

災害対策本部の運営は、蘭越町災害対策本部条例（昭和37年蘭越町条例第25号）に定めるところによる。

##### (ウ) 所掌

災害対策本部の主な所掌事務は、別冊、「蘭越町地域防災計画」（本編）のとおりとする。

## 第2 町職員の動員配備

### 1 配備計画

各課局長等は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

### 2 配備基準等

配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

区分	体制	配備基準	配備人員
緊急課 局長会議	第1非常配備	1 震度4の地震が発生したとき。 2 北海道日本海沿岸南部に「津波注意報」が発表されたとき。	配備計画の第1非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員

連絡本部設置	第2常配備	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 北海道日本海沿岸南部に「津波警報」が発表されたとき。 3 地震・津波災害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき 4 本部長が指示したとき。	配備計画の第2非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員
対策本部設置	第3常配備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 北海道日本海沿岸南部に、「大津波警報（特別警報）」が発表されたとき。 3 大規模な地震・津波災害が発生し、広域的な災害応急対策が必要と認められるとき。 4 本部長が指示したとき。	配備計画の第3非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変な配備体制を整えるものとする。

### 3 職員の配備体制

#### (1) 緊急課局長会議時（災害連絡本部設置前）

- ア 第1非常配備要員は、配備基準に該当する地震等が発生したときは、直ちに配備体制につく。
- イ 第1非常配備に関わる指揮監督は、各課局長が行う。  
なお、総括は総務課長が行う。

#### (2) 連絡本部設置時

- ア 連絡本部長は、連絡本部の設置を決定したときは、直ちに、第2非常配備体制をとるよう、総務部長を通じて指示する。
- イ 各部局長は、連絡本部の設置が決定されたときは、所属職員に連絡し、第2非常配備体制をとる。

#### (3) 災害対策本部設置時

- ア 災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに、第3非常配備体制をとるよう、総務部長を通じて指示する。
- イ 各部局長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、所属職員に連絡し、第3非常配備体制をとる。

### 4 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備に就く。

## 5 休日・夜間の連絡体制の確保

地震・津波災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、町及び防災関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡が取れない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制の中に定めておくものとする。

## 第2節 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

### 第1 緊急地震速報

#### 1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

#### 2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、町に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALET）により、町に伝達される。

### 第2 津波警報等の種類及び内容

#### 1 津波警報等の種類

##### （1）大津波警報（特別警報）及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれがある場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

##### （2）津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。

##### （3）津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

#### 2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が

発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

#### （1）津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の発表（津波の高さの予想の区分）	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ $\leq$ 10m)		
		5m (3m<予想高さ $\leq$ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ $\leq$ 3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで	1m (0.2m $\leq$ 予想高さ $\leq$ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆

	0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合			する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
--	-------------------------------------	--	--	--

## (2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合は、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

## 3 地震・津波に関する情報の種類と内容

### (1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表

		震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表 (地震発生から10分後程度で1回発表)

## （2）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、1つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料	以下のいずれかを満たした場	地震発生後1～2時間を目

(詳細版)	合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

### (3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 【発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照】
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

#### (※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。  
また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
-----------	----------	------------------------

※ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予報時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。  
同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によつては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害が大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまで数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によつては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

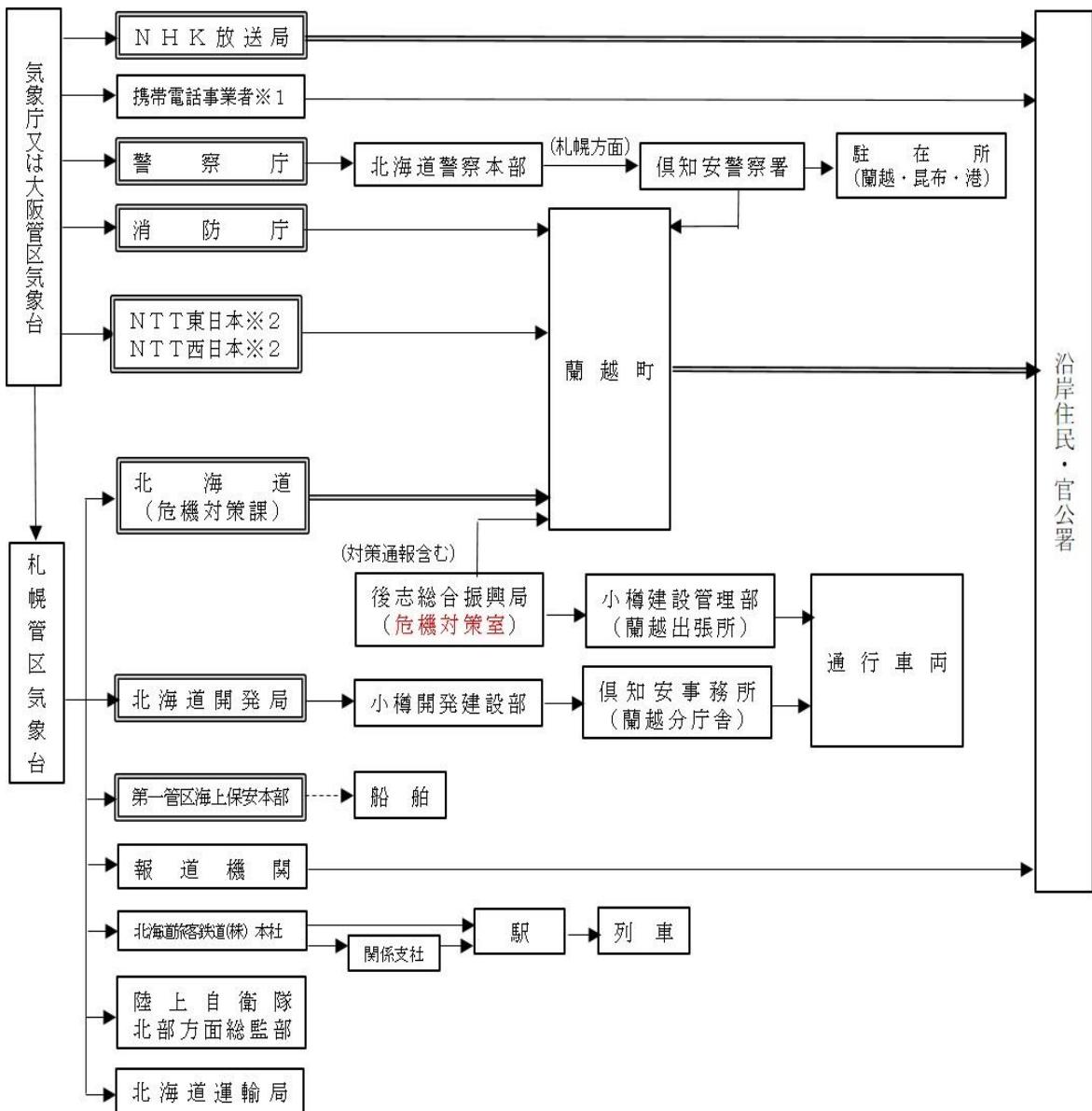
### 第3 地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

蘭越町を対象とした地震・津波に関する情報は、以下の区域名で発表される。

- ・ 緊急地震速報で用いる府県予報区の名称：北海道道央
- ・ 緊急地震速報や震度情報で用いる区域名：後志地方西部
- ・ 津波予報区：北海道日本海沿岸南部

#### 第4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



- 二重線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先
- 二重線は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

※1：緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

※2：NTT東日本・西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達

## 第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

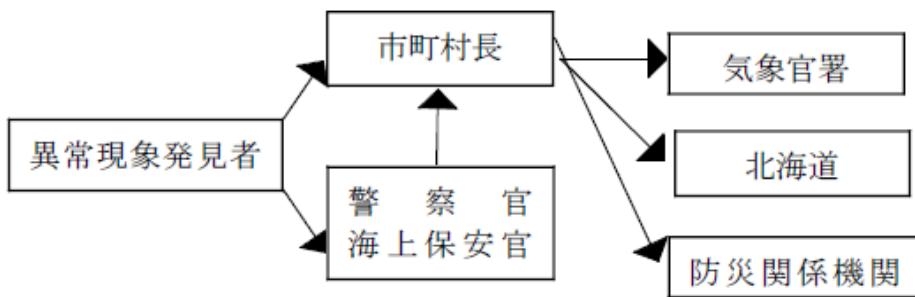
また、通報を受けた町長等は、速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

### 1 異常現象

(1) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変

(2) 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

### 2 通報系統図



## 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなつた場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあります。これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てて。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛び出しあることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。
- しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。
- 既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じことがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じことがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出 や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることもある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

### 第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりである。

#### 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- 1 町は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）などで受信した緊急地震速報を蘭越町行政通信システムにより住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や、災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

特に、災害時により孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、蘭越町行政通信システムの運用管理を行い、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

- 3 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

#### 第2 災害情報等の内容及び通報の時期

##### 1 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部の設置・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで隨時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

##### 2 町の報告

- (1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。ただし、震度5以上を記録した場合は、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被

害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

### 第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

### 第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常用通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 電気通信事業者が所有する非常用通信装置（無線系・衛星系）による通報

### 第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底を図るものとする。

### 第6 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事に報告するものとする。

○ 被害状況等の報告

【消防庁報告先】

区分 回線	平日（9：30～18：15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター)
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	90-49013 90-49033 (FAX)	90-49102 90-49036 (FAX)
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	市町村は衛星専用電話機(FAX) より 6-048-500-90-49013 6-048-500-90-49033 (FAX)	市町村は衛星専用電話機(FAX) より 6-048-500-90-49102 6-048-500-90-49036 (FAX)

## 第4節 災害広報・情報提供計画

地震・津波災害時には、被災地住民をはじめとして住民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取られるようにする必要がある。

このため、町及び防災関係機関が行う災害広報に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める者とする。

#### 1 住民に対する広報等の方法

(1) 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、蘭越町行政通信システム、緊急速報メール、インターネット、SNSなど、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、Lアラート（災害時情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による情報伝達の高度化に努めるものとする。

(2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

(3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

(4) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害時情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求ること等により、効果的な情報提供を実施する。

また、災害現場における住民懇談会等によって、被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

### 第2 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、避難場所・避難所、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

### 第3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を定期的に住民に広報するとともに、道災害対策本部に対し、情報の提供を行う。

### 第4 安否情報の提供

#### 1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、道又は市町村に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた道又は市町村長は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めるなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた道又は市町村は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適當と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷又は疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合は、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができるものとする。

#### 2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被

災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等とて被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 避難実施責任者及び措置内容

火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示及び災害発生情報のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めるこことや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び、緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

#### 1 町長（災害対策基本法第60条）

(1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

- ア 避難のための立退きの指示
- イ 必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- ウ 緊急安全確保の指示
- エ 大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難指示等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、蘭越町行政通信システム、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等あらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長に報告する。  
(これらの指示等を解除した場合も同様とする。)

#### 2 水防管理者(水防法第29条)

(1) 水防管理者（水防管理者水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住

者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長又は振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

### 3 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

- (1) 知事（後志総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水又は高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（後志総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置に関する措置ができない場合は当該町長に代わって実施する。

- (3) 後志総合振興局長は、町長から避難指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、輸送計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

### 4 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が避難の指示ができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、町長に通知するものとする。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

### 5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）  
(2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）  
(3) 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条第3項）

- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（災害対策基本法第65条第3項）

## 第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

### 1 連絡

町長は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難指示をした場合は、知事（総合振興局長）、北海道警察本部長（警察署長）及び第一管区海上保安本部長（海上保安部署長）と相互にその旨を連絡するものとする。

### 2 助言

#### (1) 蘭越町

町は、避難のための立退きの指示、又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び小樽開発建設部倶知安開発事務所、小樽建設管理部等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、避難指示を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

#### (2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、道は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

### 3 協力、援助

#### (1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力をを行うものとする。

#### (2) 第一管区海上保安本部

避難の指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

## 第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、蘭越町行政通信システム、北海道防災情報システム、Lアラート（災害

情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 指定緊急避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

(注)津波など避難の経路、場所等が変わった場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

## 第4 避難方法

### 1 避難誘導

(1) 避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たる。避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、援助者などと連携し、危険が迫る前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近傍の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

(3) 町職員、消防職・団員、水防団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

### 2 移送の方法

(1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能

な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。

(2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

## 第5 避難行動要支援者の避難行動支援

### 1 町の対策

#### (1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

#### (2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

#### (3) 指定緊急避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

#### (4) 建設型応急住宅への優先的入居

町は、建設型応急住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

#### (5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

#### (6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

### 2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

## 第6 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

## 第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第8 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

## 第9 指定避難所の開設

1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

5 市町村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認

められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

- 6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

## 第10 指定避難所の運営管理等

指定避難所の運営は、関係機関の協力のもと、町が適切に行うものとする。

- 1 各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。その際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したN P O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の町やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

- 2 マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

- 3 指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所にて生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 5 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものと

する。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 6 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- 7 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

- 8 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- 9 やむを得ず、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- 10 災害の規模等、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者へは良好な生活環境に努めるものとする。

- 11 俱知安警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、指定避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。

- 12 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮説住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- 13 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

- 14 避難所における食事については、食物アレルギーに配慮し、避難生活が長期化した場

合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなどの体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

- 15 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部署と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 16 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 17 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

## 第11 広域避難

### 1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うができるものとする。

### 2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該町に対して直接協議を行うものとする。

### 3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

### 4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### 5 関係機関の連携

- (1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、

放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

## 第12 広域一時滞在

### 1 道内における広域一時滞在

(1) 地震・津波による災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村に一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

(2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ後志総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(3) 町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

(7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該町長に通知する。

### 2 道外への広域一時滞在

(1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

(2) 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に關係する機関に通知する。

(6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に關係する機関に通知する。

(7) 知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

### 3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

### 4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

## 第6節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては、各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

### 第1 実施責任

#### 1 町（消防機関）

町（災害救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接町、北海道等の応援を求める。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

#### 2 道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について検討するものとする。

### 第2 救助救出活動

#### 1 被災地域における救助救出活動

町は、北海道警察との緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救出、救護を実施する。

#### 2 海上における救助救出活動

海上災害が発生した場合は、第一管区海上保安本部により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

## 第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 消防活動体制の整備

町（消防機関）は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

### 第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町（消防機関）は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖くずれ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 第3 相互応援協力の推進

町（消防機関）は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- ・ 消防相互応援
- ・ 広域航空消防応援
- ・ 緊急消防援助隊による応援

### 第4 地震火災対策計画の作成

町（消防機関）は、大地震時における火災防ぎよ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

#### 1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

#### 2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水管の破損等により、消火栓が使用不能となることが

考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

### **3 応急救出活動**

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に災害時要援護者の救護方法について検討しておく。

### **4 初期消火の徹底**

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

### 第1 津波警戒体制の確立

気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え、次の警戒態勢をとる。

- ・ 海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

### 第2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合、津波避難タワーなどに緊急避難するよう伝達する。

## 第9節 交通応急対策計画

地震、津波の発生に伴う道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

#### 1 蘭越町

- (1) 町が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

#### 2 羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署

- (1) 消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 消防職員は、(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### 3 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

#### 4 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るために必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を

禁止し、又は制限する。

- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の

## 5 北海道開発局

国道及び高速道路(直轄区間) の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。物件を破損することができる。

## 6 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

## 第2 道路の交通規制

### 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

### 2 交通規制の実施

道路管理者は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

### 3 関係機関との連携

道路管理者が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

### 第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

#### 1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

#### 2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事(総合振興局長又は振興局長)又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

##### (2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁(総合振興局又は振興局)又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

##### (3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

##### (4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

##### (5) 発災前確認手続の普及等

道、市町村及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

#### 3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先

すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

#### (1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

##### イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

##### ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

#### (2) 事前届出制度

##### ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

##### イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

### 4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

## 第10節 ヘリコプター等活用計画

地震・津波災害時における消防防災ヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

道内において地震・津波災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

### 第2 ヘリコプター等の活動内容

#### 1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

#### 2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

#### 3 火災防ぎよ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

#### 4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 第3 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

#### 1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所又は災害発生時において迅速に措置できる着陸場を確保する。

#### 2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置及び地上の支援体制等を講じるものとする。

## 第11節 食料供給計画

地震・津波災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧等の調達、配給及び給付対策を実施する。

### 第2 食料の供給

#### 1 蘭越町

町は、別冊、「蘭越町地域防災計画」に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について総合振興局長又は後志振興局長を通じ知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局通知）第4章1第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

#### 2 道

知事は、町長からの要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもの、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確にするとともに、町への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を町へ明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局通知）第4章1第11の規定により、政策統括官から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

### 第3 食料輸送計画

食料の輸送にあたっては、別冊、「蘭越町地域防災計画」により実施する。

## 第12節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

#### (1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

#### (2) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

### 第2 給水の実施

#### 1 給水の方法

##### (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車、散水車、消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

##### (2) 净水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

##### (3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

#### 2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他町又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

### 第13節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次のとおりである。

#### 第1 実施責任

1 災害救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施することとし、適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

##### 2 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

#### 第2 物資供給の要領

被災者の生活を確保するため、災害応急対策実施者が実施する物資供給の範囲は、次のとおりとする。

- 1 寝具
- 2 外衣
- 3 肌着
- 4 身の回り品
- 5 炊事道具
- 6 食器
- 7 日用品
- 8 光熱材料

#### 第3 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐための衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

#### 第4 生活必需物資の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。
- 2 町は、住民自らが平常時から食料・飲料水のほかに、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努めるものとする。

## 第14節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能となったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

### 第2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

## 第15節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。上水道及び下水道施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

### 第1 上水道

#### 1 応急措置

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

#### 2 広報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 第2 下水道

#### 1 応急復旧

下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

#### 2 広報

下水道管理者は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 第16節 医療救護計画

地震・津波災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、原則として道又は町が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（D M A T）が被災地に派遣される。
- 2 救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（D M A T）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（D M A T）の業務内容は、次のとおりとする。
  - (1) トリアージ
  - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
  - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - (4) 災害時に都道府県が設置する S C U（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整。
  - (5) 助産救護
  - (6) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（D M A T）のみ）
  - (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（D M A T）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（D P A T）は、災害時における心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の業務内容は、次のとおりとする。
  - (1) 傷病者に対する精神科医療
  - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

### 第2 医療救護活動の実施

- 1 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- 2 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。  
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

### 第3 搬送体制の確保

- 1 救護班及び災害派遣医療チーム（D M A T）

救護班及び災害派遣医療チーム（D M A T）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターへリ等の派遣を要請する。

## 2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として、消防機関が実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターへリ等の派遣を要請する。

## 第4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

## 第5 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

## 第17節 防疫計画

地震・津波災害時における被災地の防疫に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町を所管する保健所の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

### 第2 実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、次の保健衛生班を編成しておくものとする。

- (1) ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等を実施する。
- (2) 保健衛生班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

### 第3 感染症の予防

#### 1 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとする。

#### 2 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

#### 3 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条の第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

#### 4 家庭用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ過水機によるろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的処理に留意して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

#### 5 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置につ

いて十分指導徹底するものとする。

#### **第4 指定避難所等の防疫指導**

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

##### **1 健康調査等**

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

##### **2 清潔方法、消毒方法等の実施**

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

##### **3 集団給食**

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

##### **4 飲料水等の管理**

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

## 第18節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務に関する計画は、次のとおりである。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「市町村災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、第3章第25節「障害物除去計画」によるものとする。

### 第1 実施責任

1 町は、被災地における廃棄物の処理を実施する。

なお、倒壊家屋等の災害廃棄物や避難所から排出される生活ごみ及びし尿の処理及び廃棄物処理施設の被災等により、町のみで適正に処理することが困難な場合は、近隣町及び道に応援を求め実施するものとする。

2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施するものとする。

### 第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

#### 1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い、所要の措置を講ずるものとする。

環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、災害対策基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに地方公共団体への協力要請を行うものとする。

#### 2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、町を管轄する後志総合振興局保健環境部長等の指導を受け、次により処理ができるものとする。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、埋却及び焼却等の方法で処理すること。

(2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

(3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては、1m以上覆土するものとする。

## 第19節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

### 第2 家庭動物の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

### 第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

## 第20節 文教対策計画

地震・津波によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来たした場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任者

#### 1 学校管理者等

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

##### (2) 児童生徒等の安全確保

###### ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）の中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動を取ることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

##### (3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### 2 蘭越町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が知事の委任により実施する。

### 第2 応急対策実施計画

#### 1 施設の確保と復旧対策

##### (1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

##### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

##### (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

##### (4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討するものとする。

## 2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。  
特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
- ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
  - イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
  - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようする。）。
  - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
  - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

## 3 教職員の確保

町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

## 4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

蘭越高校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

## 5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

## 6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは、常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔離すること。
- (3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。
- (4) 必要に応じて、児童生徒の健康診断を実施すること。

### **第3 文化財保全対策**

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

## 第21節 住宅対策計画

地震・津波災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

### 第2 実施の方法

#### 1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

#### 2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### 3 建設型応急住宅

##### (1) 対象者

原則として、住宅が全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

##### (3) 建設型応急住宅の設置

原則として、建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

##### (4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

##### (5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

##### (6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア　建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ　応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關

する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### (7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

#### (8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

### 4 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

### 5 住宅の応急修理

#### (1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

#### (2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

### 6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 1町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

#### (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度に整備する。

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2／3。  
ただし、激甚災害の場合は3／4。
- (イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2／5。

### 第3 資材等の斡旋、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

### 第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

## 第22節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

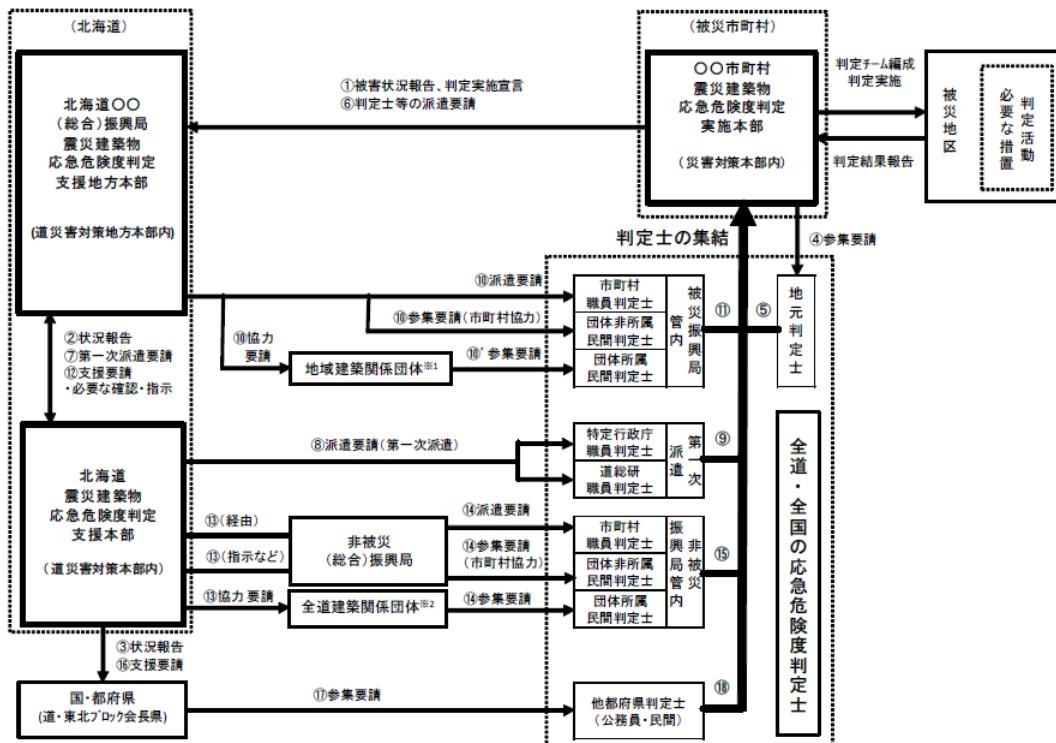
### 第1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

#### 1 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



#### 2 基本的事項

##### (1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

##### (2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

### (3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

### (4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

### (5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 第2 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次災害の防止については、次のとおりとする。

### 1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

### 2 実施主体及び実施方法

#### (1) 蘭越町

町は、道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

#### (2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

#### (3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3（42.0cm×29.7cm）以上の大きさで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業にかかる基準等に従い、解体等工事を行う。

#### (4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

## 第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るための計画は、次のとおりである。

### 第1 危険度判定の実施

#### 1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

#### 2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

#### 3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

#### 4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部が次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

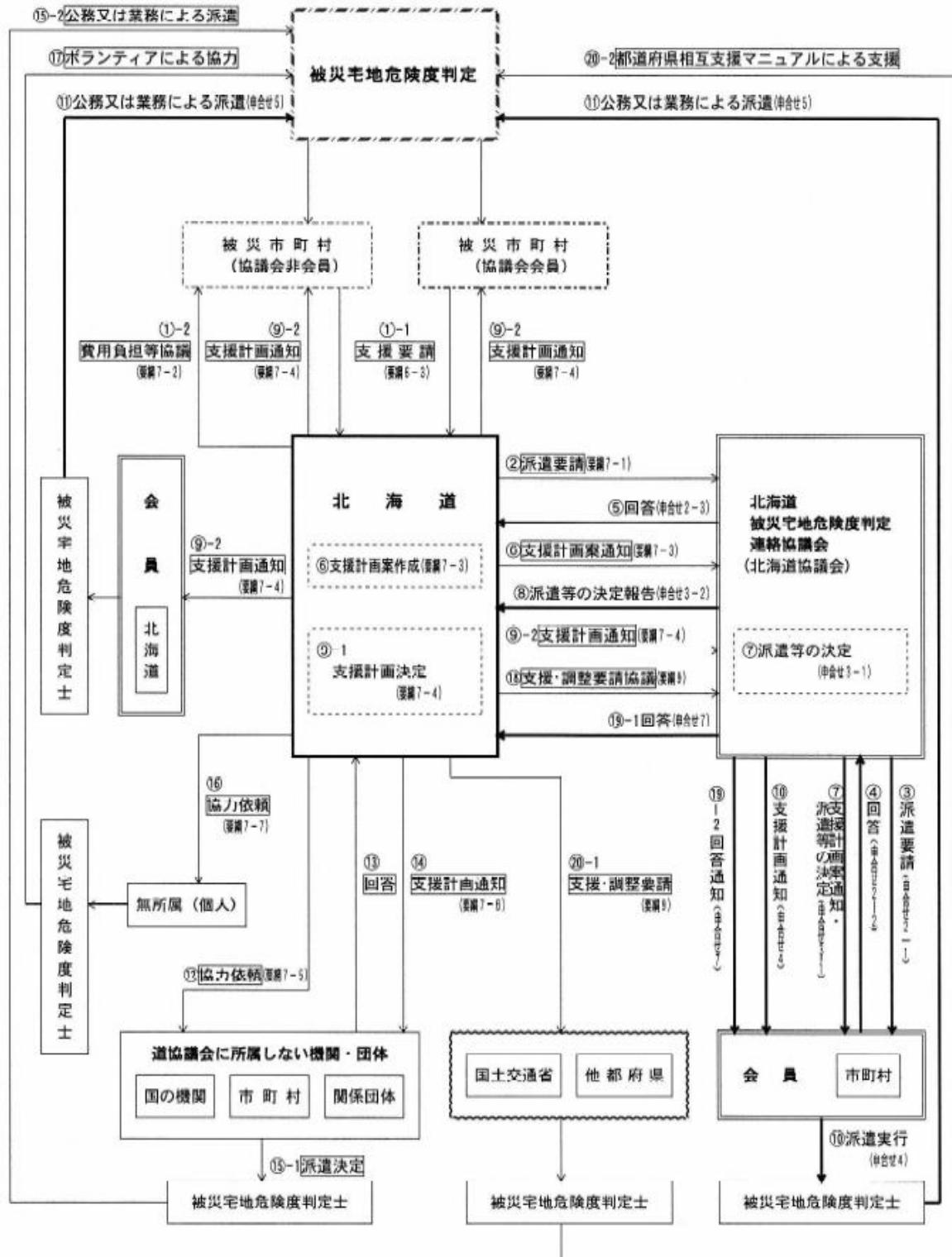
### 第2 事前準備

町は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次の事項に努める。

- (1) 道と相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

## 被災宅地危険度判定実施の流れ図

北海道要綱の流れ  
→  
北済道協議会申合せの流れ  
→



## 第24節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震・津波災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとされるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検査については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

### 第2 実施の方法

#### 1 行方不明者の搜索

##### (1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

##### (2) 搜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

#### 2 遺体の処理

##### (1) 対象者

災害の際死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

##### (2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検査
- エ 死体見分（警察官、海上保安官）

#### 3 遺体の埋葬

##### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

##### (2) 埋葬の方法

- ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。
- ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関や協定に基づく協力を得て行う。

## 第25節 障害物除去計画

地震・津波災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

道路、河川及び海岸の保全に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

### 第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与える、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

### 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第9節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

## 第26節 広域応援・受援計画

町及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次のとおり他の町及び消防機関と相互に広域応援・受援対策を講ずる。

### 第1 実施機関

町及び消防機関

### 第2 実施内容

#### 1 町の措置

- (1) 地震等による大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、他の町との相互応援協定等に基づき応援を要請する。
- (2) 他の町等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の町等の応援の受入体制を確立しておく。

#### 2 消防機関の措置

- (1) 消防機関は、地震等による大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。  
また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (2) 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

## 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震・津波災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊の長）に対し、自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

### 第1 災害派遣要請

#### 1 派遣要請権者

- (1) 知事（総合振興局長又は振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長

#### 2 要請手続等

(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 要請権者は、前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記アの手続きを行うものとする。

#### 3 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

#### 4 経費等

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとする。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料

## 才　汲取料

- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

## 第2　派遣活動

### 1　自衛隊の支援活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

## 第3　自衛隊との連携強化

### 1　連絡体制の確立

町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

### 2　連絡調整

町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

## 第4　災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び災害対策基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓練の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、自衛官が次にあげる措置を行う場合、指揮官の命令によるものとする。

ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合はこの限りではない。

- 1　住民の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3　警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条第3項）

- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（災害対策基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両の移動等の措置命令等（災害対策基本法第76条の3第3項）

### 災害派遣要請先（指定部隊等の長）一覧

#### 1 陸上自衛隊

指定部隊等の長		担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第11旅団地区	第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区真駒内17	011-581-3191 内線2136 (当直2300)	石狩、渡島、檜山、後志、空知の各総合振興局又は振興局	第11旅団地区全域
	北部方面対船艇対戦車隊長（俱知安駐屯地司令）	運用訓練	虻田郡俱知安町字高砂232-2	0136-22-1195 内線235 (当直302)	後志総合振興局	蘭越町、俱知安町、京極町、喜茂別町、ニセコ町、留寿都村、真狩村

#### 2 海上自衛隊

指定部隊等の長		担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
大湊地方総監	防衛部第3幕僚室	むつ市大湊町4-1	0175-24-1111 内線2224 (当直2222)	北海道		北海道全域
函館基地隊司令	警備課	函館市大町10-3	0138-23-4241 内線224 (当直300)	北海道		北海道地域

#### 3 航空自衛隊

指定部隊等の長		担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市大字三沢字後久保125-7	0176-53-4121 内線2353 (当直3901)	北海道		北海道全域
第2航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線2231 (当直3800)	北海道		北海道地域

## 第28節 防災ボランティアとの連携計画

地震・津波による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については、「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

### 第1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

### 第2 ボランティアの受入れ

町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

### 第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動

- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

#### **第4 ボランティア活動の環境整備**

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町灾害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

## 第29節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施体制

救助法による救助は、知事が行う。ただし、町長は、知事からの救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの責任と判断において実施する。

### 第2 災害救助法の適用基準

#### 1 災害が発生した場合

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害に係り現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

#### 2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				適用
被害区分 市町村の人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
	5,000人未満	30	15	
	5,000人以上15,000人未満	40	20	
	15,000人以上30,000人未満	50	25	
	30,000人以上50,000人未満	60	30	
	50,000人以上100,000人未満	80	40	
	100,000人以上300,000人未満	100	50	
	300,000人以上	150	75	

### 第3 災害救助法の適用手続

- 1 町長は、市における災害が災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を町の区域を所管する総合振興局長に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

### 第4 救助の実施と種類

#### 1 救助の実施と種類

知事は、災害救助法適用市町村に対し、同法に基づき、次に掲げるもののうち必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

##### (1) 災害が発生した場合

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他のによる食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者	救護班：道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）

	であって、災害のため助産の途を失った者	
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	市町村
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市町村
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

## 2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

## 第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年 法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1節 災害復旧計画

#### 第1 実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

#### 第2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

##### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾

- (9) 漁港
  - (10) 下水道
  - (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
  - 3 都市施設災害復旧事業計画
  - 4 上水道災害復旧事業計画
  - 5 住宅災害復旧事業計画
  - 6 空港施設災害復旧事業計画
  - 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
  - 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
  - 9 学校教育施設災害復旧事業計画
  - 10 社会教育施設災害復旧事業計画
  - 11 その他災害復旧事業計画

### **第3 災害復旧予算措置**

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

### **第4 激甚災害に係る財政援助措置**

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 第2節 被災者援護計画

### 第1 罹災証明書の交付

#### 1 蘭越町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

#### 2 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防支署長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせができるものとする。

### 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

#### 1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 市町村町が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (11) の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	

ク 電話番号・その他の連絡先	に係る個人番号
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外においても内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村長等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るもののが含まれる場合にはその使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

## 第3 融資・貸付等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

### 1 財政対策

- (1) 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。
- (2) 町及び道並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

## 2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町及び道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

蘭越町地域防災計画  
(地震・津波防災計画編)

平成25年3月 作成  
平成31年3月 修正(全面修正)  
令和2年3月 修正  
令和4年3月 修正  
令和5年3月 修正  
令和6年3月 修正

発行人  
蘭越町防災会議  
(事務局)  
総務課企画防災対策室防災係  
電話：0136-55-7534  
FAX：0136-57-5112